

「(第三次) 過料処分取消請求事件」のこれまでの経過

日時	経過
平成30年12月19日	・ 区は「足立区反社会的団体の規制に関する条例」第5条に基づき、定期報告をアレフに請求
令和 元年 8月27日	・ アレフが条例に基づく報告をなさなかったため、区がアレフに過料処分を課す
令和 4年 9月30日	・ アレフが「(第三次) 過料処分取消請求事件」を提起
令和 6年 4月25日	・ 「(第三次) 過料処分取消請求事件」一審判決、区が勝訴
5月14日	・ アレフが一審判決を不服として控訴
令和 7年 6月24日	・ 「(第三次) 過料処分取消請求事件」二審判決、区が勝訴
7月22日	・ アレフが二審判決を不服として上告 ※ 現在、上告審で係属中